森林整備事業仕様書（例)

［一般的事項］

1. 事業の実施期限を遵守すること。
2. 明示のない事項及び不明瞭な点については、すべて監督員と協議し指示を受けて行うこと。
3. 事業の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
4. 事業地内の火災防止に万全を期すること。
5. 作業個々の具体的事項については、次の作業別仕様によって実施すること。
6. 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。

［保育（切捨）間伐］

1. 間伐木の選定

（1）間伐率は概ね30％とする。

（2）残存木の育成を考慮し、その妨げとなる立木を伐採するとともに、欠損木や二又木等の著しい形質不良木、劣勢木及び枯損木等も併せて伐採すること。なお、枯損木は間伐率に算入しない。

1. 作業の方法

（1）伐倒にあたっては、残存木を損傷させないように留意するとともに、かかり木等の危険木は安全に処理を行い放置しないこと。

（2）伐倒した伐倒木、雑木、潅木類は作業並びに管理の妨げとならないよう整理すると共に、地面に接するように玉切りすること。

（3）玉切りした材は、下方に転落、流出しないように安定させること。

（4）林内のつる等はすべて切断し、残存木から取りはずすこと。

［その他］

1. 施業地の施行管理のため、林業土木工事施工管理基準（長野県林務部発行）等を参考に管理プロットの設置及び施行写真の撮影を行い、プロット調査結果及び写真帳を提出すること。